

第 9 4 回 川 崎 市 公 募 公 債
発 行 要 項

- | | |
|--|---|
| 1. 発行者の名称 川崎市 | 株式会社三井住友銀行 |
| 2. 発行総額 金 100 億円 | 東海東京証券株式会社 |
| 3. 発行の目的 令和3年度一般会計等資金及び下水道事業会計資金 | 川崎信用金庫 |
| 4. 発行日 令和3年12月28日 | 株式会社三菱UFJ銀行 |
| 5. 各公債の金額 1万円 | しんきん証券株式会社 |
| 本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。 | パークレイズ証券株式会社 |
| 6. 利 率 年0.105パーセント | BNPパリバ証券株式会社 |
| 7. 発行価額 額面100円につき金100円 | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構 |
| 8. 償還金額 額面100円につき金100円 | 17. 発行代理人及び支払代理人 |
| 9. 償還の方法及び期限 | 第16号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。 |
| (1) 本公債の元金は、令和13年9月19日にその全額を償還する。 | 以 上 |
| (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | |
| (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | |
| (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和4年3月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 | |
| (2) 発行日の翌日から令和4年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 | |
| (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | |
| (4) 償還期日後は、利息をつけない。 | |
| 11. 申込期日 令和3年12月22日 | |
| 12. 募入方法 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。 | |
| 13. 払込期日 令和3年12月28日 | |
| 14. 募集の受託会社 株式会社横浜銀行（代表）
株式会社三井住友銀行 | |
| 15. 引受並びに募集取扱会社
株式会社横浜銀行（代表）
野村證券株式会社
株式会社みずほ銀行
大和証券株式会社
みずほ証券株式会社
SMB C日興証券株式会社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
岡三証券株式会社
ゴールドマン・サックス証券株式会社 | |

申 込 証

令和3年12月22日

川崎市 御中

この申込証の記載事項を承認のうえ、応募いたしたく、次のとおり申し込みます。

第94回川崎市公募公債

額面 _____ 円

本公債の振替を行うための口座が開設された
口座管理機関または振替機関

申込人
住 所
氏 名

記

1. 発 行 者 の 名 称 川崎市
2. 発 行 総 額 金100億円
3. 発 行 の 目 的 令和3年度一般会計等資金及び下水道事業会計資金
4. 発 行 日 令和3年12月28日
5. 各 公 債 の 金 額 1万円
本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
6. 利 率 年0.105パーセント
7. 発 行 価 額 額面100円につき金100円
8. 償 還 金 額 額面100円につき金100円
9. 償還の方法及び期限
(1) 本公債の元金は、令和13年9月19日にその全額を償還する。
(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
(3) 買入消却は、いつでもこれをすることができる。
10. 利息支払の方法及び期限
(1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和4年3月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
(2) 発行日の翌日から令和4年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。
(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
(4) 償還期日後は、利息をつけない。
11. 申 込 期 日 令和3年12月22日
12. 募 入 方 法 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
13. 払 込 期 日 令和3年12月28日
14. 募集の受託会社 株式会社横浜銀行（代表）
株式会社三井住友銀行
15. 引受並びに募集取扱会社
株式会社横浜銀行（代表）
野村證券株式会社
株式会社みずほ銀行
大和証券株式会社
みずほ証券株式会社

SMB C日興証券株式会社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
岡三証券株式会社
ゴールドマン・サックス証券株式会社
株式会社三井住友銀行
東海東京証券株式会社
川崎信用金庫
株式会社三菱UFJ銀行
しんきん証券株式会社
バークレイズ証券株式会社
BNPパリバ証券株式会社
16. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構
17. 発行代理人及び支払代理人
第16号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。

令和3年12月10日

川 崎 市 長

福 田 紀 彦